３　旧被扶養者の均等割の特例軽減措置の見直し

旧被扶養者の保険料の均等割を軽減する特例措置について、31年度から軽減期間を本則（２年間）に戻す。

後期高齢者医療制度が創設され、被用者保険から後期高齢者医療に移行する対象者の被扶養者も伴にそれまでの保険を脱退し、国民健康保険に加入することとなった。こうした被扶養者は、新たに保険税を負担することになるため、激変緩和措置として、保険税の賦課に特例が設けられた。

後期高齢者医療制度でも、同様の趣旨の特例措置が実施されているが、本則よりも負担軽減が拡充された内容で運用されていたため、これまで国民健康保険においても特例期間を限定せず、該当者が国民健康保険の資格を持つ限り特例措置の対象とされてきた。

旧被扶養者とは

◇扶養者が後期高齢者医療に移行するため国保に加入することになった者
◇国保に加入する日の前日まで、他の医療保険（被用者保険等）で被扶養者であった者
◇国保加入時に65歳以上である者

特例措置の内容

◇対象者が国保に加入してから2年間、所得の多寡にかかわらず所得割を賦課せず、均等割額を5割軽減の額とする
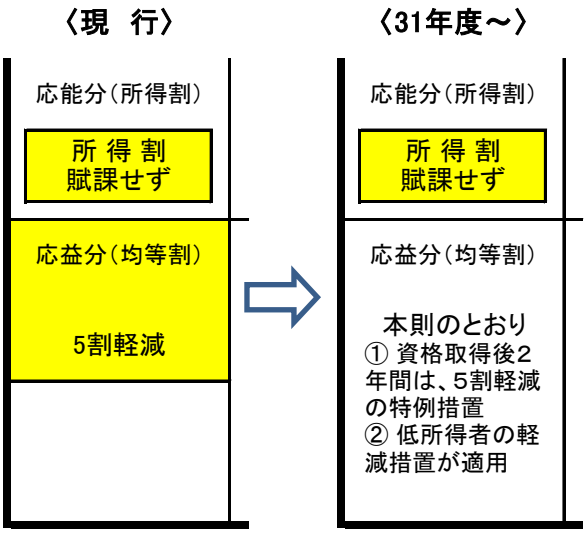
見直しのイメージ